

令和5年5月24日

**「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の廃止に伴う  
総合評価方式におけるヒアリングの再開について**

総合評価方式におけるヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に万全を期す観点から、令和2年3月より実施しないとしてきたところです。

今般、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」が廃止されることに伴い、工事及び業務の総合評価方式におけるヒアリングについては、下記のとおりとすることとします。

記

- 1 **ヒアリングの再開** 令和5年6月1日以降公告の案件から  
(令和5年5月31日までの公告案件については  
ヒアリングを設定しません)

2 **対象工事及び業務**

(1) **建設工事**

	ヒアリングあり	ヒアリングなし
標準型	○	×
簡易型B・C(対策あり型)	○	△※
簡易型B・C(対策なし型)	△	△○

○:標準、△:選択可能、×:選択不可

※ 工事内容により、ヒアリング有無を選択可能とする

(2) **設計業務委託**

	ヒアリングあり	ヒアリングなし
高度・標準	予定価格1千万円以上※	予定価格1千万円未満※
難度		

※ 業務内容等により、ヒアリング有無を選択可能とする。

3 **問い合わせ先**

経営企画部 建設課 059-366-7028  
防災営繕課 059-366-7029